

仕様書

1 件名 一般隊舎防火扉取替工事

2 場所 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494 陸上自衛隊玖珠駐屯地

3 実施内容 本工事は、玖珠駐屯地一般隊舎1階防火扉の取替工事を実施する。

4 一般共通事項

(1) 本仕様書は、陸上自衛隊玖珠駐屯地で実施する「一般隊舎防火扉取替工事」に適用する。

(2) 本工事は、本仕様書・図面・関係法令によるほか、以下に基づき実施すること。

『国土交通省大臣官房官房常総部監修
『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）』』

(3) 本工事の施工におけるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。

(4) 請負者は施工にあたり、諸規則を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施すること。

(5) 写真は、施工前、完成後、各工程毎、陽蔭箇所及び材料搬入状況等を作業内容、数量、品番が明確に

なるよう撮影し、写真帳（A4）に整理して提出すること。尚、材料検査及び各所工事段階では監督官が入った上で撮影を行うこと。

(6) 材料搬入時はその都度、監督官の材料検査を受けること。

(7) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盜難等の災害防止に十分な注意を払わざるとともに、現場においては常に整理整頓を行ふこと。

(8) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用すること。

(9) 本工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積すること。その後の発生材については、請負者において適切に処理し、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を提出すること。

(10) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出すること。

(11) 本設計図書に記載された寸法は設計寸法であり、施工に際しては原寸等を確認し施工すること。

(12) 本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出すること。

(13) 本工事の施工にあたり、請負者は事前に現場確認を行い、質疑及び確認事項を監督官と調整を行うこと。

(14) 請負者の駐屯地の出入り及び行動範囲については監督官の指示に従い、それ以外の区域への無断立入り及び写真撮影は禁止する。

(15) 完成検査は工事完了の現場検査後、書類提出をもつて工期内に実施するものとする。

(16) 請負業者は、請負契約後すみやかに下記書類各1部を監督官へ提出するものとする。

計画工程表、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、現場代理人等通知書、着工届、承認図、及びその他監督官が指示した書類。

(17) 請負業者は、施工完了後すみやかに下記書類各1部を工期内に監督官へ提出するものとする。

完成届、実施工程表、工事写真、出荷証明書、発生材調書、産業廃棄物管理票（E票）及びその他の監督官が指示した書類。

5 特記事項

(1) 工事の際は工事範囲の養生を行い、工事完了後に清掃を行うこと。

(2) 本工事の施工にあたり、官側の電気は使用しないものとし、発電機を使用すること。

(3) 水道を使用する場合はメーターを設置し、使用した料金を徵収を行う。

(4) 床はつり等の騒音及び塵埃が飛散する作業前は事前に監督官と調整を行い、作業時は換気設備等を用いて飛散防止を行うこと。

(5) 本工事の施工にあたり、材料搬出入及びその他の関連工事で通行止めを伴う駐屯地内道路の占有を行ふ場合、事前に監督官と調整すること。

(6) 『道路の占有等を行ふ場合、通行止めの表示を行い、安全に留意すること。

(7) 防火扉は事前に原寸等を確認し、承認図の作成及び監督官の承認を受けること。

(8) 防火扉は建築基準法施行令第112条の防火区画に用いる特定防火設備とし、認定品を使用すること。

(9) 防火扉設置後は、開閉の動作確認及び火災報知器との連動確認を行ふこと。

(10) 防火扉設置後は、床面をモルタル等で充填及び床面を300角タイルで補修を行うこと。

(11) 扉枠取替後に、壁仕上げ表しとなる部分については平らに補修すること。尚、仕上はEP塗装B種とする。

(12) 新設防火扉面はSOP塗装とし、塗装種別は1種、工程はB種とする。

(13) 既設の床タイルの接着剤にアスベスト（クリソタイル）が含有（「推定石綿質量分率0.1~5%・調査済」）しているため、「アスベスト処理・作業レベル3」の基準に基づき撤去作業を実施すること。

(14) 請負者は、施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。

(15) 請負者は施工にあたり、諸規則を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施すること。

(16) 写真は、施工前、完成後、各工程毎、陽蔭箇所及び材料搬入状況等を作業内容、数量、品番が明確に

なるよう撮影し、写真帳（A4）に整理して提出すること。尚、材料検査及び各所工事段階では監督官が入った上で撮影を行うこと。

(17) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盜難等の災害防止に十分な注意を払わざるとともに、現場においては常に整理整頓を行ふこと。

(18) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用すること。

(19) 本工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積すること。その後の発生材については、請負者において適切に処理し、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を提出すること。

(20) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出すること。

(21) 本設計図書に記載された寸法は設計寸法であり、施工に際しては原寸等を確認し施工すること。

(22) 本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出すること。

(23) 本工事の施工にあたり、請負者は事前に現場確認を行い、質疑及び確認事項を監督官と調整を行うこと。

(24) 請負者の駐屯地の出入り及び行動範囲については監督官の指示に従い、それ以外の区域への無断立入り及び写真撮影は禁止する。

(25) 完成検査は工事完了の現場検査後、書類提出をもつて工期内に実施するものとする。

(26) 請負業者は、請負契約後すみやかに下記書類各1部を監督官へ提出するものとする。

計画工程表、施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、現場代理人等通知書、着工届、承認図、及びその他監督官が指示した書類。

(27) 請負業者は、施工完了後すみやかに下記書類各1部を工期内に監督官へ提出するものとする。

完成届、実施工程表、工事写真、出荷証明書、発生材調書、産業廃棄物管理票（E票）及びその他の監督官が指示した書類。



案内図

件名	一般隊舎防火扉取替工事		
図面名称	仕様書・案内図		
縮尺	一	画面番号	2 / 3 作成年月日 令和4年6月6日

陸上自衛隊 玖珠駐屯地業務隊 管理科